

秋田県南地区防火管理講習運営委員会

この講習は、消防法施行令第3条第1項第1号の規定に基づく、甲種防火管理新規講習です。

1. 講習日時、申込受付期間、講習会場

講習年月日	申込受付期間
令和6年10月3日(木)～4日(金)	令和6年8月26日(月)～9月4日(水)

【会場】浅舞地区交流センター（横手市平鹿町浅舞字覚町後140） ※案内図は裏面にあります。

当日の受付は午前9時10分から9時50分までです。係員に受講票を提示してください。

2. 受講対象者

防火対象物において、防火管理業務を行おうとする者で、防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的、監督的な地位にある者及び防火管理業務の補佐をする者。

3. 受講手続

◎受講申込

※ 定員になり次第、締め切ります。(定員100名)

※ 申込書は最寄りの消防署・分署にあります。

※ 申込書に払込受付証明書と裏面に顔写真を貼付の上、最寄りの消防本部・消防署・分署へ提出してください。

※ 顔写真は本人確認のために必要ですので、鮮明な画像であれば、大きさは問いません。

◎受講料 5,000 円 (非課税)

受講料は専用の振込用紙を使い、最寄りの郵便局・銀行からご送金ください。

(振込み手数料はご負担願います。)

振込用紙の一番右の「防火管理者講習受講申込書添付用」を受講申込書の所定の欄に糊付けしてください。

インターネットバンキングの利用については、金融機関によって形態が異なり、確認が困難なため不可とさせていただきます。

※ 受講者の都合により受講できない場合、納入された受講料は返却いたしません。

4. 講習内容

1日目	講習科目	開始時間	2日目	講習科目	開始時間
	受 付	9:10		受 付	9:10
	開講式	10:00		火気管理	10:00
	防火管理の重要性	10:10		火気管理	11:00
	防火管理制度の概要	11:00		昼 食	12:00
	昼 食	12:00		自衛消防の組織と活動	13:00
	消防用設備等の概要と点検の必要性	13:00		防火管理の進め方と消防計画	14:00
	消防用設備等の操作要領	14:00		効果測定	15:30
	点検体制の確立と日常点検	15:00		修了証交付	16:10



5. 受講上の注意事項

- (1) 全講習を受講しないと資格は取得できません。また、遅刻、早退など欠講時間があっても資格は取得できません。
- (2) 講習を都合により欠席される方は、「問い合わせ先」までご連絡ください。
- (3) 事情がある場合を除き講習中の呼び出し（電話の取り次ぎ等）はご遠慮ください。
- (4) 講習中の携帯電話やスマートフォン、タブレット等の電子機器類の使用及び居眠り等の迷惑行為を行う方は、講習修了と認められない場合があります。
- (5) 空調（エアコン）は適宜調整しておりますが、体温調節ができる服装でお越しください。
- (6) 新型コロナウイルス感染防止に伴う対策について
 - ・発熱（37.5℃以上）や体調不良の方は受講の自粛をお願いします。
 - ・受講生の皆様へのご願いとして、会場では咳エチケット、手洗い、手指消毒にご協力をお願いします。
 - ・会場内で不必要な会話等は控えてください。
 - ・講習時、定期的に換気を実施します。

●問い合わせ先	大曲仙北広域市町村圏組合消防本部予防課	TEL 0187-63-0316
	横手市消防本部予防課	TEL 0182-32-1218
	湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部予防課	TEL 0183-73-3168